

四日市市環境調整会議規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年9月16日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第90号

四日市市環境調整会議規則の一部を改正する規則

四日市市環境調整会議規則（平成7年四日市市規則第25号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(組織)</p> <p>第3条 調整会議は、政策推進部長、総務部長、<u>財政経営部長</u>、市民生活部長、商工農水部長、都市整備部長、<u>副教育長</u>、環境部長及び調整すべき事項に關係のある部長（相当職を含む。<u>以下「構成員」という。</u>）をもって構成する。</p>	<p>(組織)</p> <p>第3条 調整会議は、政策推進部長、総務部長、市民生活部長、商工農水部長、都市整備部長、環境部長及び調整すべき事項に關係のある部長（相当職を含む。）をもって構成する。</p>
<p>(会議)</p> <p>第5条 (略)</p> <p><u>2 会長は、構成員がやむを得ない事由により調整会議の会議に欠席する場合には、当該構成員が指名した職員（当該構成員の所属する部局の者に限る。）を代理として出席させることができる。</u></p>	<p>(会議)</p> <p>第5条 (略)</p>

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(環境部環境政策課)